○犬山市新規就農支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業の新たな担い手の確保を図るため予算の範囲内で交付する犬山市新規就農支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　認定新規就農者　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の４第１項の規定による青年等就農計画について、市の認定を受けた農業者をいう。

(２)　農作物　田又は畑で生産される栽培植物であって、食用に供されるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(１)　法第４条第３項第１号に規定する利用権の設定により市内農地を耕作していること又は第６条の申請の日の属する年度の末日までに耕作を開始することが明らかであること。

(２)　自ら生産した農作物又はその加工品を販売する計画を作成し、当該計画に基づく取組を行うこと。

(３)　過去に新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記１に規定する経営発展支援事業又は補助金の交付を受けていないこと。

(４)　販売を目的とした耕作を開始してから５年以内であること。

(５)　農業技術又は農作物の販売について、愛知県知事、農業協同組合、地域農業者等から定期的に指導又は助言を得て、技術及び知識の向上を図ること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(１)　犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第３条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第７条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者

(２)　犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（補助事業及び補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内農地において新たに農業を開始するために必要な農業用資材及び農業用機械の取得並びに農業用施設の整備に係る事業とする。ただし、国、県又は市その他団体の補助金（融資に係る利子に対する補助金を除く。）の交付に係る事業を除く。

２　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第１に掲げるものとする。

３　補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた経費とする。

（補助金の額及び限度額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

（交付の申請）

第６条　補助金に係る規則第４条の申請は、市長が別に定める期間に、犬山市新規就農支援補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(１)　事業計画書（様式第２）

(２)　見積書の写し及び仕様がわかるもの

(３)　市税等の未納がないことを証する書類

(４)　その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、別表第２に掲げる審査基準により審査し、合計点数の高いものから順に補助金の交付を決定するものとする。

２　前項の場合において、同項の審査のみでは補助金を交付すべき者を決定できないときは、犬山市農業委員会の農地基本台帳に記載された市内の経営農地の面積の大きいものから順に交付を決定するものとする。

３　補助金に係る規則第５条第１項の通知は、犬山市新規就農支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３）によるものとする。

（計画変更）

第８条　補助金に係る規則第10条第１項の申請は、犬山市新規就農支援補助金事業計画変更承認申請書（様式第４）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（実績報告）

第９条　補助金に係る規則第11条の報告は、犬山市新規就農支援補助金実績報告書（様式第５）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(１)　第７条の決定通知書の写し

(２)　支払い内容を明らかにする書類の写し又は工事が完了したことがわかるもの

(３)　請求書の写し及び支払いが完了したことがわかるもの

(４)　その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第10条　市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及び当該決定に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市新規就農支援補助金額確定通知書（様式第６）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条　補助金に係る規則第12条第３項の請求は、犬山市新規就農支援補助金交付請求書（様式第７）によるものとする。

（変更決定通知等）

第12条　補助金に係る規則第16条の通知は、犬山市新規就農支援補助金変更決定通知書（様式第８）によるものとする。

（返還）

第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、犬山市新規就農支援補助金返還命令書（様式第９）により補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(１)　規則第17条各号のいずれかに該当するとき。

(２)　この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(３)　第７条の規定による交付決定を受けた日から起算して３年を経過する日までの間において農業経営を廃止したとき。

(４)　補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき。

(５)　補助事業を中止し、又は廃止したとき。ただし、市長が災害等やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(６)　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助事業の執行に関し、不正の行為があったとき。

（取得財産の供用）

第14条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数（以下「耐用年数」という。）が経過する前に、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を当該補助事業の用に供さなくなるときは、あらかじめ市長にその事由を報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当でないと認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（書類の整備等）

第15条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その内容を証する書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

２　補助事業者は、取得財産について、耐用年数が経過するまでの間、財産管理台帳を整備し、保管しておかなければならない。

（効果の検証）

第16条　市長は、補助金の効果の検証のために、補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して３年間、立入調査及び補助事業に関する書類等の提出を求めることができる。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和３年11月26日から施行する。

２　この要綱は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（令和４年３月31日要綱第53号）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。（後略）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附　則（令和５年３月31日要綱第55号）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附　則（令和６年３月29日要綱第46号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 農業用資材等購入費 | 農業経営に必要な農業用資材の取得費であって、次に掲げるものに係る経費。(１)　土壌改良等に必要な資材(２)　作付け等に必要な種苗、肥料、資材等(３)　出荷及び販売に必要な資材 |
| 機械等購入費及び賃借料 | 耕作に必要な農業用機械及び農業用器具の購入費及び賃借料であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。(１)　補助対象経費が10万円以上であること。(２)　運搬用トラック、パソコン等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。ア　他の用途に使用される見込みがないものイ　農業経営において真に必要であると認めるもの |
| 施設整備費 | 農業用施設の新設若しくは改築又は購入に要する経費。ただし、無人販売所等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの及び用地の取得に係る費用を除く。 |